

## 令和 8 年度三重県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業 補助対象経費について

三重県地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業補助金交付要領の別表第 1 に定められた経費が補助対象となります。対象経費以外の経費は補助金の対象とはなりません。

1. 報酬  
事業を行うために必要な報酬
2. 給料  
事業を行うために必要な正規職員の給与
3. 職員手当等  
事業を行うために必要な職員の手当等
4. 共済費  
事業を行うために必要な共済費
5. 賃金  
事業を行うために必要な臨時職員の給与
6. 報償費  
役務の提供等に対する純粋な謝礼または、報償的意味の強い経費  
例えば、研修会等の講師への謝礼等の経費（謝金等）
7. 旅費  
研修講師等への依頼旅費、宿泊費等、事業を行うために必要な旅費
8. 需用費
  - (1) 消耗品費  
事業を行うために必要な物品で、備品（比較的長く使用でき、かつ保存できる物品）に属さないものの購入に要する経費。短期間または、一度の使用によって費消されるもので、例えば、各種事務用紙や鉛筆などの文具類や書籍の購入経費
  - (2) 燃料費  
事業を行うために必要な自動車の燃料などの購入費
  - (3) 印刷製本費  
事業を行うために必要な印刷や製本のために要する経費  
例えば、文書、パンフレットなどの印刷費
9. 役務費
  - (1) 通信運搬費  
事業を行うために必要な郵便料、電話代などの経費
  - (2) 手数料  
事業を行うために必要な振込手数料などの経費
10. 委託料  
事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費
11. 使用料および賃借料  
事業を行うために必要な会場借上料などの経費
12. 備品購入費  
事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に要する経費
13. 負担金、補助および交付金  
研修や講習会の受講料、それらに対する助成に要する経費